



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

関係団体等に対する 意見照会の実施結果について

1-1 国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	賛成。環境配慮が進んでいる県の発信に繋がっていただきたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	全般	当社では、すでに現行誘導基準（ZEH水準）を標準として採用している。この基準の義務化については、業界全体の省エネ性能向上を促進し、より広範な社会的利益を生むと考える。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	全般	新築については、ZEH基準適合義務化は現状問題なし。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	全般	脱炭素促進という意味では良いと思います	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	全般	ZEH水準適合義務化に関しては、遅かれ早かれということに過ぎず特に違和感はありません。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
6	全般	寒冷地での建築物の高性能化は地球温暖化対策として効果的です。そのため、前倒しで実施することは取組を推進するために有効な手法であると考えます。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	全般	問題なし	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	全般	今般、地球温暖化が進んでいる中、早期に検討する事案であると考えます。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
9	全般	改正案に同意	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
10	全般	現在進行形で地球温暖化が進んでいる中、人々が住む家の断熱性能や省エネ、創エネ性能の向上は、温暖化の進行を留めるにあたり必要不可欠である。2050年までは残り25年しか残っておらず、悠長に国の適合基準を待つことは賢明であるとは思えない。全国の自治体が先駆けて条例の改正をしている中、長野県においても、率先して適合義務基準強化を前倒しする事は非常に有意義であると考えております。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	全般	良いことだと思います。住宅メーカーなどもZEH水準への対応を進めており、当社もその対応を進めておりますので、お客様にとって、良いことだと思います。特に長野県は寒いので、ZEH対応は急務だと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	全般	国に先行して進めていくのは、大いに賛成です。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	全般	前倒しすることに賛成。県内の優良な工務店、建設会社は前倒し前提でいるので、できる限り早期に義務化することが地元資本にとってパワービルダーに対抗するビジネスチャンスにもなる。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
14	支援策	現行の誘導基準（BEI=0.8及び強化外皮基準）への適合義務化は、2050ゼロカーボン達成のために有効な施策であり、全体としては賛同。しかし、事業者や建築主に対する技術・コスト面の負担が増加することが懸念される。特に、中小工務店にとっては設計・施工の対応が難しくなる可能性があり、以下の対策が必要と考える。 ・県の支援策（補助金・技術研修・適用事例の共有など）の充実 ・地域特性の考慮（寒冷地・多雪地域では基準を満たすための追加負担が発生しやすい） ・建築確認時の審査・申請プロセスの簡素化	・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいります。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援の継続を検討してまいります。 ・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいります。
15	支援策	空気調和設備を考えていくことは、環境だけでなく、住まう人の健康にも良いことだと思う。建築基準を設けることは賛成であり、早期の取り組みが望ましい。義務化はよいが、これからの若者世代に義務化を推進していくのであればそれなりの助成が必要になる。物価高等の中で、省エネ基準適応をクリアーすることの予算的なメリットが欲しい。	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。

No	意見分類	提出意見	対応案
16	支援策	断熱性能を上げていくことには賛成だが、それにともない住宅を購入できなくなるので、補助金などでフォローしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。
17	支援策	地球温暖化対策において、本国の施策を長野県として誘導することには大いに賛成するところです。ここについて危機感をもって取り組んでいる多くの事業者であれば対応可能と考えます。県としてはBEI35%削減に向けての国庫とは別の補助も考えて欲しいです。GX志向型のエネマネなどは設備先行の感が強くまずは太陽光+全館空調での20℃を下回らないことへの取り組みが大切だと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
18	支援策	資金に余裕のある人しか新築住宅を建てられない今、家を建てようとする人の意識は上がっているので前倒しするのもありだと思うが、すべての工務店がきちんと対応できるのかどうか疑問である。出遅れた工務店の代わりに量産メーカーの建てるところでもあるような家がたくさん建つのではないかな？	<ul style="list-style-type: none"> ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいります。
19	支援策	基準を上げることにより、建築費の高騰が懸念されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。
20	支援策	建設コストの上昇や金利上昇等で持家需要が抑制され、住宅着工戸数が減少する中、特に子育て世帯または若者夫婦世帯をターゲットに補助金等での支援が無いと新築住宅購入意欲がそがれると思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。
21	支援策	基準強化は重要であるが、それに伴い建築コストも上がる。現行の補助金では、基準に適合させるためにかかる費用を賄うことが出来ていないというのが現状であり、補助金の増額についても検討していただき、義務化の時期を前倒しするかを決めていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。
22	支援策	地域の建築業者に対する研修を強化し、十分に対応できるようにしてから基準を引き上げるようにしないと、省エネ診断業務であったり、設計業務全体、ひいては施工も含めたすべての業務について、地域外の既に対応している大手企業に流出してしまい、地域の建築業を産業として育てていくことが困難になるのではないかな。 国の基準に対応できるかすら不透明な中で、長野県として前倒しするには、その基準に対応できるだけの促進策を併せてあらかじめ十分な期間を設けて実施する等の配慮が求められるものと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。 ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいります。 ・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいります。
23	支援策	趣旨は理解していますが、やはり施主の費用的課題が懸念されるため、新旧制度それぞれ実際の見積もり例をご教示いただけないと意見しにくいです。 また、この内容によっては前倒しする妥当性や、県としての助成制度の構築を検討されているのかを伺いたいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
24	義務化の必要性	※寒冷地域の多い長野県においては断熱基準が他の地域と比べて高く、義務化を急いでも建築主側にメリットがなく規制強化は慎重に判断する必要がある ※試験的な意味として、前倒しすることはある意味よいとも思いますが、義務化することの必要性の合理性に疑問を抱きます ※長野県独自の地域に合わせた先駆けの義務化であればよいですが、統一的な一般的な基準に合わせる義務化の先駆けは必要ないと思います ※基準強化は推奨しても良いと考えます（但し、再エネ設置義務は別です） ※義務化とするには、明確な費用対効果を踏まえた上で、補助金などを考慮することが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。
25	義務化の必要性	ZEH水準に引き上げる事は賛成です。ただ、前倒しにする必要性があまり感じられません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
26	義務化の必要性	当社の様な小規模の工務店においては大変な重荷である。設計、計算、確認申請の対応は不可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。 ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいります。 ・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
27	義務化の 必要性	厳しい。地域格差を無視している。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
28	義務化の 必要性	地球温暖化抑制への早急な対策処置は理解できるが、国に先駆けて県条例を改正する必要はない。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
29	義務化の 必要性	・国が2030年に義務化する方針を示す中で、長野県独自に2年前倒しすることの必要性について、県民に理解を求める必要があると考えます。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
30	義務化の 必要性	現在、住宅を建てるにあたり以前より木材価格が高騰しており、工事費用をみてもかなりの高額となっております。省エネを促進することは、重要かと思いますが、住宅が建てられなくなる可能性があるため、前倒しよりは、2030年度からでよいかと思えます。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいりたい。
31	義務化の 必要性	国と同時期でよいと思う	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいりたい。
32	制度周知	国の施策よりも長野県が基準強化を前倒しする意図や理由が周知されていない気がしています。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
33	制度周知	先行して行うことはよいと思うが、事業者だけでなく県民へも広く周知が行き届くようにすることが重要だと思います。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
34	制度周知	基本的には賛成である。外皮及び窓の断熱化を中心としたZ E Hは新築段階で実施するのが最も経済的・効率的であり、それを周知するための義務化として有意義である。また、健康寿命の増進といった観点でも重要な措置である。一方で、二つの戦争や各国の政治状況の不安定化によって鉄鋼等の建材価格が高騰しており、今後の見通しも不透明である。制度内容や周知に注意を払う必要があると考える。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
35	制度周知	建築資材や人件費等の高騰が建築費の高騰を招き、各方面で建築先送りや設計見直し等の報道が続いている。このような折、国基準を先行する形で基準を厳しくすることに対し強い反発が予想されるが、十分に説明を尽くすことができるか。他都道府県等の状況はどうか。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。 ・現時点で義務基準強化を表明している都道府県はまだありません。
36	制度周知	前倒しすることの理由を明確に住民へ説明してほしいです。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
37	その他	当社は長野県以外でも営業しているため、長野県独自の基準を設けられることは管理が煩雑になることは事実としてあると考えます。 またこの基準強化により、建築確認は省エネ適判を外皮も標準計算で受けることが必須になると思われ、それに体制の整備が間に合うのかという懸念もあります。今回の省エネ基準適合義務化では外皮は仕様基準で省エネ適判を受けようと思っておりますが、それは契約から着工までの期間を少しでも短くしたいことと、審査期間の長期化を防ぐためでもあります。全国に先駆けて基準強化をされる場合には審査機関の体制強化も是非お願いしたいところではあります。	・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいりたい。 ・審査機関等とも連携して進めてまいりたい。
38	その他	基本的には望ましいと考えるが、昨今の物価高騰が懸念される	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	意見 分類	提出意見	対応案
39	その他	BEI0.8の数字はハードル的には高くないが、建設費が高騰しているなかで、新築物件のみやたらハードルを高くして、更に義務付けする手法は現時点においてはいかがなものか。もっと長野県らしい方法があるのでは。国の一律の施策に乗っかっていけば良いのではなく長野県の森林資源の利用をきちんと評価軸に乗せるべき。現在、長野県方式の木質バイオマス再計算したBEIの数字で信州健康ゼロエネ住宅の申請を提出しても、元の数字に訂正を求められる。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
40	その他	当社では従来より住宅性能評価制度を利用しており、3.4地域の戸建住宅においては強化外皮基準を満たしています。賃貸住宅についても基準を満たしていることがほとんどであることから基準強化の前倒し、誘導基準の適合義務化することには問題ありません。 しかし2地域においては省エネ基準を満たせず難航することも多いのが現状です。軽井沢という地域柄で開口部の多い計画がほとんどであり、省エネ基準を満たすことに苦心しています。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
41	その他	BEI=0.8及び強化外皮基準の引き上げは建設コストの上昇に直結するため、購入控えが進み住宅市場の冷え込みが懸念される。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。
42	その他	建築物における脱炭素化を一層促進する施策として有効と見込まれる。 一方で立地の条件次第では、これまで宅地として適正の高かった土地が他と比較してそうでなくなることも考えられ、土地利用の弾力性が損なわれることが危惧される。優良な住宅用地が都市部と比較して少ない中山間地域ではさらに住宅用適地に限られる様になるため住宅の新築を抑制する要因となり得ると考える。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
43	その他	今後、国の適合義務基準強化案の内容が変わることがないのか懸念される。	・国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施してまいりたい。
45	その他	なし	—

1-2 現行誘導基準を義務化する時期について

No	意見分類	提出意見	対応案
1	適切	<p>条例改正の公布は2025年度中、施行は2年程度の周知期間後とされているが、準備期間が不十分だと感じる。特に、省エネ基準適合のために必要な断熱材・設備の供給が市場で安定するまでの移行措置が必要。具体的には、以下の段階的なアプローチが望ましい。</p> <p>○2025～2027年（周知期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の工務店・設計事務所向けの講習会・ガイドライン整備 ・先行事例の共有・情報提供 ・設計者向けのサポート体制強化 <p>○2027年以降（義務化開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の誘導基準適合率が向上した段階での義務化が適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正・公布を2025年度中を目的に、2年間の準備・周知期間を経て、2028年度施行を検討しています。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
2	適切	周知期間を減らしてもいいのではと思いますが、現実的にはこのくらいかと。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	適切	これからの時代必要なことです。逆に時期が遅いくらいです。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	適切	早期改善に努めるに越したことはないので、良いと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	適切	2年前倒しすることで、お客様にとってよいことだと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
6	適切	色々な制度の遅れの無いことが、重要だと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	適切	想定新时期でよいと思います	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	適切	時期に関しては県での考え（条例改正案）について異論はありません。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
9	適切	特にありません	—
10	適切	・公布より2年の猶予は、十分な周知期間だと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	適切	周知期間2年は適当と思われる。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	適切	改正案に同意	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	適切	問題なし	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
14	適切	同Q1（今般、地球温暖化が進んでいる中、早期に検討する事案であると考える。）	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
15	適切	周知期間としては問題ないと考える	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
16	適切	時期としては問題ないと思われます。その時期には基準法の改正の落ち着いたき、取り組めない事業者はふるいにかかっているとと思われるので。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
17	適切	特に問題なし	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
18	適切	たたき台のスケジュールで賛成。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	意見分類	提出意見	対応案
19	時期が早い	国に合わせて行う。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
20	時期が遅い	長野県が掲げる目標「二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度に6割減」を達成するためには、一日も早い現行誘導基準以上の義務化が必要である。数値目標の達成を真剣に考えるならば、可能な限り前倒しを早めるべきで、本当に2年も周知期間が必要か再考したほうが良い。本来2025年現在時点で断熱等性能等級5では不足であり、新築は断熱等性能等級6義務程度でないゼロカーボン戦略との整合性がない。	・条例改正・公布を2025年度中を目途に、2年間の準備・周知期間を経て、2028年度施行を検討しています。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
21	時期が早い	※国の引き上げ時期と同等の判断で良いと思われる ※基本的には、国と同じタイミングが妥当と考えます ※寒冷地は長野県以外にもあるため、同じ環境下の都道府県と足並みを揃えることであれば、時期の整合性もあるかもしれません ※物価上昇のなか、このタイミングですぐに生活に必須ではないことを施策の為や地球規模のために、義務化することに疑念を抱きます ※前倒しするのであれば、長野県が他都道府県より特別な地域であることの合理性が必要であるのではと思います	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
22	時期が早い	またこの基準強化により、建築確認は省エネ適判を外皮も標準計算で受けることが必須になると思われ、それに体制の整備が間に合うのかという懸念もあります。今回の省エネ基準適合義務化では外皮は仕様基準で省エネ適判を受けようと思っておりますが、それは契約から着工までの期間を少しでも短くしたいことと、審査期間の長期化を防ぐためでもあります。全国に先駆けて基準強化をされる場合には審査機関の体制強化も是非お願いしたいところではあります。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
23	時期が早い	義務化する時期は国と同じにして、それまでの間信州ゼロエネの補助金の要件を緩和して誘導するはどうだろうか	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
24	時期が早い	国のスケジュールに合わせる事で良いと思います。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。
25	時期が早い	Q1回答の通り（厳しい。地域格差を無視している。）	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
26	時期が早い	2030年ぐらいをめどに進めていただきたい。	・条例改正・公布を2025年度中を目途に、2年間の準備・周知期間を経て、2028年度施行を検討しています。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
27	時期が早い	同Q1（現在、住宅を建てるにあたり以前より木材価格が高騰しており、工事費用をみてもかなりの高額となっております。省エネを促進することは、重要かと思いますが、住宅が建てられなくなる可能性があるため、前倒しよりは、2030年度からでよいかと思っております。）	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいります。
28	時期が早い	国に先んじる実用性をあまり感じない。早急に感じる。 長野県は人口の集積の差、都市部、中山間部の違いのほかに面積が広大かつ山岳による地域の隔たり等の地理的理由で地域ごとに異なった地域性を持っているため、一律の適用でいいのか判断が難しい。それぞれの事情を汲み取った内容に調整を試みてからが望ましいと思う。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいります。
29	時期が早い	同Q1（国と同時期でよいと思う）	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
30	時期が早い	国が水準を引き上げるにあたり、官民ともに負荷となる前倒しをする必要があるのかは疑問。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
31	時期が早い	国と同時期でよい。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
32	その他	補助金などでのフォローが伴えば、前倒しは賛成	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
33	その他	上記のように、BEI 0.8の数字義務化となっても行ける数値とは思いますが、現状の社会情勢の中で益々新築住宅は高値の花になっていくのではないかと。ハードルは将来上がり続けるのが通例。行政がハードルを課す事はイコールそれに見合った補助金と共にあるべき。	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
34	その他	3.4地域においては県下に占める割合も多いことから義務化の時期については前倒して特に問題ありません。2地域においては従来の義務化の時期とし、断熱性能の向上について検討する期間を確保できればと考えます。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、地域を限定するのではなく、全地域において早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けることは考えていません。
35	その他	当社の様な小規模の工務店においては大変な重荷であり、対応不可であり、いつから義務化されても仕方ない。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。 ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいりたい。
36	その他	既に資材高騰等により建築コストが上がっており、基準強化によって更に建築主の費用負担が増す。また、工事を請け負う建設会社についても、価格転嫁できなければ倒産に追い込まれることもあると懸念される。よくよく経済動向等を見て、時期を検討いただきたい。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。
37	その他	工務店やハウスメーカーへのヒアリングを行い、相談から契約、着工までの必要期間を踏まえた周知期間設定が望ましいと考えます。	・定期的に建築関係団体とも意見交換等を実施し、県内の状況把握に努めてまいりたい。
38	その他	基準に対応することを希望している地域の建築業者が十分に対応できるようにさえなれば、早期に義務化を実施しても構わないと考える。 しかしながら、対応状況の把握すら十分でない中で実施することは、時期を問わず望ましくないと考える。	・定期的に建築関係団体とも意見交換等を実施し、県内の状況把握に努めてまいりたい。
39	その他	周知期間や事業者等も準備期間が必要だと思われるため、ある程度の期間は必要だと思われます。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
40	その他	先述のとおり、先行き不透明の不安定な時期である。そのため、何時実施するかを検討するよりも、何時でも実施できるように下準備を行うことが重要である。後述するが、関連する補助制度の拡充に加え、2年間の周知期間中にどれだけ義務化以外の有益な情報を浸透させられるかが勝負だと考える。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
41	その他	二酸化炭素排出量を暫時削減するための手段とするためこのような基準強化を前倒しする狙いは理解できるが、国に先行する形での基準強化に対して納得性が得られるかが疑問である。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施してまいりたい。
42	その他	理由が明確であればよいと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
43	その他	現案について短いのか長いのかの判断がつきません。（結局はどれくらい費用が違ってくるのかによると思います。） また、自治体としてのスケジュールであれば、長期計画による公共施設計画及び予算措置もあるので、最低3年、最長5年程が望ましいのではないかと考えます。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
44	その他	なし	-

1-3 現行誘導基準を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について

No	意見分類	提出意見	対応案
1	費用的支援	※建材や人件費が上昇基調となっている現在においては建築コストが最大の課題と思われる 補助金や助成金等の拡充が必要である ※義務化する以上は、原則、建物の固定資産税軽減が一番説得力があると思います（住宅建築する方は、大半は住宅ローンを組むため、義務化する以上は、義務化による建築コスト増の相応分を今以上に助成金で負担する）	・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・固定資産税軽減に関しては市町村の判断となりますが、金利優遇などの支援策については金融機関と連携して協議・検討してまいりたい。
2	費用的支援	補助金でのフォローをお願いしたいが、一律の金額なのは見直してほしい。長野県であれば4地域と3地域では、対応にかかる費用がちがうので、地域ごとに補助金の金額を変えることが必要だと思う。	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
3	費用的支援	長野県独自の補助金を同時に運用をお願いしたい。ちゃんとしていきたい事業所に補助が入る仕組みなど	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
4	費用的支援	工務店の指導、広く知ってもらう事、前倒しするならばその分費用を補助する。 Q2でも書いたが、県産材の使用義務量を少なくしたり、敷地内の緑化を義務化するなどして、信州ゼロエネの補助金を使いやすく誘導する Q2記載内容：（義務化する時期は国と同じにして、それまでの間信州ゼロエネの補助金の要件を緩和して誘導するはどうか）	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
5	費用的支援	断熱強化・太陽光搭載などプラス施工に関する助成金制度が必要だと思います。	・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
6	費用的支援	すべての行政で補助金（交付金）の拡大が重要と考える。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	費用的支援	中小企業、個人事業主等への設置費用の助成等	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。
8	費用的支援	住民の建築費負担が増大することが予想され、建築を控える動きも考えられます。そこで、国より先駆けるのであれば、県で必要な設備の設置補助（直接補助）を行うなど、住民への支援をお願いしたいです。	・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
9	費用的支援	建築単価が上がるため、補助金等による負担軽減措置も同時に図られたい。	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。
10	費用的支援	義務化により建築コストの増加が見込まれるため、相応の補助制度設置が必要であると考えます。 また、特に個人の場合、環境負荷ではなく快適な生活、光熱費等ランニングコスト削減というメリットを数値として認識してもらえ周知策を検討する必要があると考えます。	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
11	費用的支援	2050ゼロカーボンの達成に向けて取り組むことは重要な課題であると認識している。しかし、Z E H水準適合義務化になると建築主の費用負担等の増大につながるため、適合義務化になることで必要となる費用の補助制度の創設をしていただく必要があると思われる。現行の信州健康ゼロエネ住宅助成金制度は受付時期が限定的であるため、適合義務化に関する補助は年度にとられない仕組みとして検討いただく必要があると思われる。（地域計画課）	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・インシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。

No	意見 分類	提出意見	対応案
12	費用的支援	建築費の増額を補助する支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
13	費用的支援	<p>Q1で記載したように、現行の補助金では、基準に適合させるためにかかる費用を賄うことが出来ない。また、該当者資格（子育て世帯、若者世帯、その他）などにより、補助金額に差があることについても検討していただきたい。</p> <p>Q1記載内容：（基準強化は重要であるが、それに伴い建築コストも上がる。現行の補助金では、基準に適合させるためにかかる費用を賄うことが出来ないというのが現状であり、補助金の増額についても検討していただき、義務化の時期を前倒しするかを決めていただきたい。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
14	費用的支援	補助金等の適用条件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
15	費用的支援	信州ゼロエネ補助金の継続。 先導基準の補助金の額の上乗せ。先導基準で、200万程が良いかと。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
16	費用的支援	補助金、金利優遇等 建築主は若年年齢が多いことに注目すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知していきたい。
17	費用的支援	支援、補助金等はお客様ではなく、建築会社に出してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
18	費用的支援	当初しばらくでもよいので、移行期間中にZEH対応をした場合に補助金が出るなど、早めに対応した会社が、きちんとメリットをもらえるとありがたいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	費用的支援	県独自の補助金（金額は少額でもPRIにつながる）を準備していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
20	費用的支援	顧客に響きやすい方策としては、単純に助成金が望ましいと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
21	技術的支援	<p>条例改正の方向性には賛同するが、建築業界の対応能力・コスト負担を考慮し、以下の支援策を組み合わせるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小工務店・設計事務所向けの技術研修・サポート ・多雪地域・狭小地に適した再エネ設備の選択肢を広げる ・建築確認時の審査・申請手続きを簡素化 ・補助金制度の拡充による負担軽減 ・義務化のスケジュールを段階的に設定 ・これにより、実効性のある脱炭素化が進められると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいりたい。 ・また、誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
22	技術的支援	<p>県が主体的に義務化を行うのは良いが、結局は家を作る側、ハウスメーカーや工務店にその技術やノウハウが無ければ、定められた省エネ適合基準を満たすことは出来ない。</p> <p>つまり、それを満たすだけの家が作れるよう、実験や海外視察などへの補助金も検討するべきかと思います。</p> <p>もちろん、与えられた補助金を適切に使用しているかどうかのチェックは必須です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施してまいりたい。
23	制度周知	住宅ローン控除の関係でも省エネについて記載があるため、合わせて知らせるといいのではないかと	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	制度周知	今は、メディアも多様化しており、動画サイトやSNSの使用の方が多いので、多くの方の目に止まるかと思えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
25	制度周知	設計者や建築を考えている方への十分な説明や周知が必要と思う。補助制度の拡充などの考えは。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。
26	制度周知	長野県民の環境への関心を高めるためにも、長野県が中心になって啓蒙の場を提供することが良いのではないだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
27	制度周知	設計者の立場では、事業者や施主に対して説明することは厭いませんが、それ以前に、一般社会に対して義務化への説明を、行政にて丁寧に行うことが第一かと思えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。

No	意見 分類	提出意見	対応案
28	制度周知	建築主の負担増のイメージが強くなってしまいますので、節約効果や投資回収をどのくらいの期間で行えるか、またZEHのメリットや補助の説明を解りやすくし、さらに既存の国等の補助金よりも緩和した支援などプラスアルファがあればよいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
29	その他	表示製品の普及をしていく。補助事業による先進的な資源循環設備の導入促進。再資源化に関しては、県からの助成制度が欲しい改築に関して高齢者割引。又は、福祉割引を適応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
30	その他	現行誘導基準が義務になるのだから、現行誘導基準ぎりぎりの新築に支援は不要で、補助等の対象は最低でも断熱等性能等級6以上。信州健康ゼロエネ住宅の現行最低基準は削除すべきで、いまの推奨基準が支援の最低対象とすべき。また県内の人口が減少フェーズに入ったことを考えると新築の支援より、予算はリフォームで誘導基準以上の取組に対する支援拡充に振り向けるのが良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
31	その他	Q1記載の通り (当社は長野県以外でも営業しているため、長野県独自の基準を設けられることは管理が煩雑になることは事実としてあると考えます。 またこの基準強化により、建築確認は省エネ適判を外皮も標準計算で受けることが必須になると思われ、それに体制の整備が間に合うのかという懸念もあります。今回の省エネ基準適合義務化では外皮は仕様基準で省エネ適判を受けようと思っていますが、それは契約から着工までの期間を少しでも短くしたいことと、審査期間の長期化を防ぐためでもあります。全国に先駆けて基準強化をされる場合には審査機関の体制強化も是非お願いしたいところではあります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいります。 ・審査機関等とも連携して進めてまいります。
32	その他	物資の安定供給（現在は国内産のグラスウール納期が読めない状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
33	その他	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
34	その他	長野県において、森林資源の活用（木材利用、木質バイオマス熱利用）こそ、きちんと評価してBEIにも反映出来る方法で考えるべき。その上で義務化は理解できるが、国の一律の施策の上での強化義務化はいかがなものか。今の環境問題は都市問題といえる。長野県全体をオンサイトと考えて二酸化炭素の固定は信州の山でもあり、この事実を評価軸に加えないと東京のご真ん中の家造りと一緒になってしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
35	その他	長野県においては断熱地域区分で2、3、4地域が存在することから、断熱地域区分に応じた支援・誘導が必要であると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
36	その他	優秀な設計事務所からお仕事を頂く以外無し。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を参考とさせていただきます。
37	その他	地域要件（地域区分 例：2地域 3地域・・・）に対する支援策の検討をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
38	その他	・義務化に対する支援策として、補助金等も重要とは思いますが、すでにZEH水準を選択して新築した県民との公平性を考慮すると、安易に、新たな補助金創設や既存補助金の高上げによる支援は、不公平感が残る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
39	その他	当村ではLED照明の購入補助金を設けているが、エネルギー消費について興味のある方は少ないように感じる。 LED照明以外にも高効率設備の導入によって、どのように地球温暖化対策につながるかの周知徹底を図ることが良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
40	その他	第一に、現行のゼロエネ住宅補助金以外にも制度を拡充するべきと考える。ZEHへの適合にどの程度価格のギャップがあるかにもよるが、県産木材・県内事業者を活用させる産業振興を念頭に置いたもの以外にも、健康増進目的で中高年を対象にする、新規事業者向けにエネルギー効率の改善を盛り込ませるなど、ターゲットと条件を明確にした複数の制度があれば普及が進むものとする。 第二に、ZEH化によって得られる良い影響を広める必要がある。高気密で温度変化が少なく、エネルギー自給に優れたZEHは、環境だけでなく健康・防災・経済と多角的に好影響を与えうるものである。また、ZEHでない住宅の悪影響を周知することも重要である。WHOが日本家屋に対して苦言を呈しているように、日本の住宅状況は世界的に見て遅れている状況である。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
41	その他	Q 1 の回答について示していただけたらと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいります。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
42	その他	特にありません	—

1-4 その他

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	<p>条例改正の方向性には賛同するが、建築業界の対応能力・コスト負担を考慮し、以下の支援策を組み合わせるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小工務店・設計事務所向けの技術研修・サポート ・多雪地域・狭小地に適した再エネ設備の選択肢を広げる ・建築確認時の審査・申請手続きを簡素化 ・補助金制度の拡充による負担軽減 ・義務化のスケジュールを段階的に設定 ・これにより、実効性のある脱炭素化が進められると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内工務店全体の技術力向上に向けた取組として、設計・施工団体等とも連携して、信州のZEHスタートブック等を活用した断熱施工研修会や動画配信などを実施してまいりたい。 ・また、誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいりたい。 ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
2	全般	<p>地球温暖化が深刻です。 国に先駆けて寒い信州での取り組みは、他県に対していい刺激になるのではと思います。 進めましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体等とも積極的に情報交換等をしてまいりたい。
3	全般	<p>※太陽光パネルやオール電化設備等が必要になるため一般住宅より建築価格が高くなる。昨今の建設資材の高騰を考えると費用負担がより重くなっており、断熱強化費用を含めコスト的なメリットは無いと感じる。内容をよく精査せず義務付けを推進するのでは新築住宅を取得される方が今まで以上に減ると思われる。義務付けをするには価格上昇分を含めた助成金の拡充が必要と思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、県として誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいりたい。 ・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。
4	全般	<p>建築コストの増加が負担となるため、その負担を軽減するために公平な補助金配分を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	全般	<p>先行する長野県の基準、その後の国の基準や評価方法がズレないようにお願いしたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施してまいりたい。
6	全般	<p>同Q 1（今般、地球温暖化が進んでいる中、早期に検討する事案であると考える。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	制度周知	<p>建築主の意識が低い。建築主への啓蒙と理解がまず必要。行政機関が建築主へ十分説明する事を望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
8	制度周知	<p>情報周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
9	時期	<p>急速な適合基準強化は施工業者、建築主にとってはかなり厳しいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正・公布から準備周知期間として2年程度を確保したうえで、施行を考えています。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
10	その他	<p>義務基準強化とあわせて再エネ設備も義務化したほうが良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて検討してまいりたい。
11	その他	<p>建築確認申請に時間がかかってしまう事の影響が大きいため、断熱性能をあげつつ着工が送れない方法を考えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知してまいりたい。
12	その他	<p>思い切ったG2レベル0.34～0.4の設定も住宅の外皮強化が先決だと思うので。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	その他	<p>蓄電池が高いのでもう少し安くなると思う。 省エネばかりに注目が集まるが、耐震についても誘導していく必要があると思う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
14	その他	<p>一次エネの計算において、薪ストーブの扱いはどうなっていましたか？未確認ですが、全国No1の普及率の中ですので対応願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
15	その他	<p>ただの数値強化を義務化というのは乱暴。上記のように森林資源活用の評価も入れ込むべき。基本は信州らしさを全面に。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	意見 分類	提出意見	対応案
16	その他	国の管轄だが、地域区分の細分化を進めてほしい。 例えば、松本市も旧安曇村と旧市街はまるで違うが、ともに4地域となるのは不自然では。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
17	その他	県と市がそれぞれ同様な条例を出しているところが見受けられる。煩雑となるため、避けて頂きたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
18	その他	UA値のみならず、Q値にも着目した基準を設定するのもよいかと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	その他	太陽光設置義務化など、他の自治体でも行っているかと思いますが、義務化とセットで補助金、支援策などをしていると、助かります。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知してまいりたい。 ・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。
20	その他	①義務化ということはBEIが0.8超では確認申請がおりないということでしょうか？ ②国の方では 省エネ性能の説明義務は、2025年4月以降の建築物省エネ法改正に伴い廃止されます。 県の義務化にあたり、義務なのに説明義務があるのは整合が取れているのかと思います。 以上住宅の設計責任者からの意見です。	①貴見のとおりです。 ②2050ゼロカーボン実現に向け、施主に対し、より高性能な住宅への検討・誘導を図るために説明義務を課しています。
21	その他	Q 5と同じ	—
22	その他	義務化にあたり、個人及び事業者からの問い合わせに対しての説明窓口は県で設けていただきたいと考えます。	・義務化に当たっては、県として建築主・設計者及び施工業者等へ説明を行ってまいりたい。
23	その他	適合性判定は、建築基準法上の関係規定としての位置付けにできるのか、特定行政庁への移管事務扱いとなる予定なのか。新三号となる規模の建築物についても、適合性判定の審査を行うこととなるのか。その場合、手数料も必要と思われるがどうか。 令和7年度に公営住宅の実施設計の予定があるが、Z E H水準への適合義務化や書類の提出等の規定は適用されるとの認識でよいか。(地域計画課)	・誘導基準への適合審査は、建築基準法上の関係規定となり審査対象となりますが、新3号となる建築物に対しては特例（建築基準法第6条の4第1項第3号）による場合は審査省略となる見込みです。 ・今後の条例改正の過程での検討・整理となりますので、現時点では決定しておりません。改正条例の公布から施行まで2年程度の周知期間をとることを検討しています。設計が済んでいる場合であっても着工日時点の基準が適用となることが考えられます。
24	その他	再生設備を設置するかどうかは本来、個人や事業者が自由に決めるべきという意見もあります。 義務化が進むと、こうした自由が制限されることに対する反発が生じる可能性があると思います。	・再生可能エネルギー設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しているところです。義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
25	その他	特になし	—

2-1 300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	例えば電気等使用が限りなく少ない建物（照明のみの倉庫や車庫など）もこれに含まれるとすると、その必要性に疑問が残ります。従来の化石燃料生成による電力使用量から比較し、多く電力を使用する施設について置換〇割のような形がするのが本来すべき形ではないでしょうか。（電気使用が少ない方が費用をかけて再エネ導入を進めるメリットがない。）	・義務化にあたっては、財産権に対する制約を伴うことから慎重に判断するため、先行する他の自治体の条例を参考にしているところで、先行する他の自治体においても、ご意見にある「置換〇割」という形での義務化を行っていないため、現在の改正案としています。
2	全般	<p>※発電効率を考えると屋根及び壁の向きや形状等が制約される可能性があり街づくりにおいて景観を含めた協議も必要と思われる</p> <p>※共同住宅においては、300㎡の基準は、義務化の対象となる物件があります（基準ぎりぎりの物件が多いと思えます）</p> <p>※共同住宅には、義務化することは、住まいの建築を制限していくことになり、長野県の人口減対策や移住促進・空き家対策など数々の施策の阻害要因になると考えます</p> <p>※若い方々は、アパートにまずは入居するため、再エネ義務化により建築費が更にあがり、建築するオーナーの減少が顕著に現れると考えます</p> <p>※再エネ（太陽光）があるから入居するものではありません：首都圏の発想と全く異なります（所得平均が首都圏より少ないことは数値でできていますので、家賃も首都圏より安価に提供できないと県外への若い方々の流出が更に増えると懸念されます</p> <p>※共同住宅に関しては、300㎡の基準があいまいであるため、基準を明確に示すことが重要です</p> <p>※義務化を長野県が先駆けするのであれば、基準も他の都道府県の事例を気にせず、長野県の共同住宅市場に合わせた、面積要件にすべきと考えます</p>	<p>・空き家対策は主に既存の建物に対するものであり、新築建築物への再エネ設備の義務付けとの直接的な関係を承知しておりませんが、新築建築物に再エネ設備を義務付けることで既存の空き家の利活用が阻害されるわけではないと考えております。</p> <p>・共同住宅に限らず延床面積300㎡以上の新築建築物を義務対象としているのは、「長野県地球温暖化対策条例」の区分に準じることでこれらの区分と異なる区分を設けることによる混乱を避けるとともに、300㎡未満の建築物への再エネ設備設置を義務付けることは、財産権に対する過度な制約になるとおそれがあるためです。これらの検討は、第3回専門委員会の資料として提示しているところですが、延床面積「300㎡以上」を義務対象とする理由について関係者様の理解に資するよう情報提供に努めてまいります。</p> <p>・太陽光発電設備を設置した場合における投資額を回収するシミュレーションをしたところ、共用部での電力消費がない又は少ない共同住宅であっても、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっていることから、再エネ義務化を原因とする建築費の増加は支障がないものと考えています。</p>
3	全般	基本的には賛同しますが、共用部での電力消費が少ない。または無い賃貸住宅の場合、発電電気をどう消費するのか。各戸とすると設備費用が増大する。それをメリットとして、家賃UPにつなげるスキームができているのでしょうか。またFIT終了後の扱いも、課題では。費用を負担し、発電設備の維持管理、報告義務が発生する事業者（大家）に対して、長野県の義務化のみで、建築側のみで説明するのはかなりの労力がかかる。	<p>・太陽光発電設備を設置した場合における投資額を回収するシミュレーションをしたところ、共用部での電力消費がない又は少ない共同住宅であっても、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。また、ご指摘の点については、初期投資を要しないオフサイトPPAによっても対応が可能となっています。</p> <p>・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。</p> <p>・2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築を推進することにより設計士としての価値を高められると考えていますので、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいります。</p>
4	全般	300㎡以上となると、一般的な住宅の大きさは大きく超えていると思います。どれだけの規模の太陽光発電パネル等を搭載するのか見当がつかみませんが、初期導入費用に対して、効果的かつ継続的な恩恵を受けられるのでしょうか。年数がたつとメンテナンス費用や維持費もかかると思います。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところです。ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。
5	義務の対象外	法令等により安全に設置できない場合や多雪地域、日照条件が著しく不利な場合は義務対象外となるのであれば賛成。条件的に設置できるのに設置しない理由はもはやないため。	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。
6	義務の対象外	多雪地域や狭小地など、設置が難しいケースに対する柔軟な対応が必要。	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。
7	義務の対象外	太陽光パネルの設置に関しては、メーカーによって許容できる積雪量が異なり、垂直積雪量が大きな制約となる場合がある。（当社採用メーカーでは雪止め金具を設置したうえで、7.5cm未満）また雪が多い地域では、太陽光パネルの効率が落ちることや、雪止め金具の追加設置が必要となることで設置可能なパネルの数が減少し、その結果、設置コストが回収できなくなる恐れも考えられる。	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
8	義務の対象外	標高の高い山岳地帯に囲まれ、都市部と比較して日照条件が悪い中山間地域には十分に波及しないことが危惧される。	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。
9	義務の対象外	義務対象外とする例外基準が運用頼みとなり、死文化ないし個別判断となることが予想されるため、建築主となる事業者や、多くの設置経験を有する発電事業者から意見を聴取し、想定外の例外案件が生じない明確な基準を設けることが必要と考える。	・義務対象外となる事由及び義務付けるエネルギー量を緩和する事由については、きめ細かな対応ができるように検討を進めてまいります。
10	支援策	再エネ設備の普及促進には賛同するが、建築主の負担増を考慮し、助成制度や税制優遇を充実させるべき。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
11	支援策	必要だと思います。それに伴い助成金制度が必要だと思いますが、太陽光設備の処分についても補助制度が必要だと思います。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。 ・また、ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
12	支援策	税的優遇措置が必要かと思えます。（若しくは補助制度）	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
13	支援策	予算に制約のあるプロジェクトでは、コストの増加が負担となるため、負担を軽減するための公平な補助金配分を求めます。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
14	支援策	建築主の経済的負担が大きくなってしまいうため、何らかの支援策は必要だと思います。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
15	支援策	生活や生産など、同家屋（工場等）に必要な不可欠でないものを義務化する以上、設置に対する費用と、数年（又は数十年）後に機器等改修する費用についても担保するべきだと思います。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところですが、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。そのため、設置費用及び設備改修費用を県において担保することは考えておりません。
16	廃棄	太陽光発電システムの義務化は大いに賛成ですが、将来の太陽光パネルの廃棄、処分～再生利用への研究開発をもっと加速させるべき	・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
17	廃棄	太陽光発電設備の廃棄に関する関係機関等の調整はされているのですか。	・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
18	制度周知	環境影響評価について現状の把握から、目標達成への取組みの必要性について丁寧に説明し理解を得ることが重要と思えます。	・2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえ、目標達成への取組みについて丁寧に説明してまいります。
19	制度周知	長野県が再エネ設置を義務化する意図や理由の周知が現状では不十分と考えます。全国に先駆けた環境政策の実現に向けては、建築主、設計者の理解や協力が不可欠です。ただでさえ近隣他県と比べ、建設コストの割高な長野県で、再エネ義務化の影響によるコスト増分について説明を行うのは主に設計者です。民間企業の誘致、出店等への影響について、県が企業等に意識調査などのヒアリングを実施しておられましたら、情報提供をお願いしたい。	・再生可能エネルギー設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しているところです。義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。なお、本照会のほか民間企業の誘致、出店等への影響について、県が企業等に意識調査などのヒアリングをしたことはありません。
20	制度周知	行政から建築主への十分な説明・PRを望む。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
21	制度周知	環境課題の解消に向けた確度はわかりますが、義務化の説明をもっと明確にすべきと思えます。	・再生可能エネルギー設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しているところです。義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
22	義務化の 必要性	Q5と同じ（再エネ設備設置（実質的には太陽光発電設備設置）の義務化については、かなり強引な施策であるという印象です。それほど強引な施策が可能なのであれば、長野県らしい手段としては、従来からの県産木材利用促進による森林整備を進めるなどの施策を、同じように強く打ち出して欲しいものです。そもそも長野県をはじめ日本全体が、再エネ設備設置を義務化して建築物としてゼロカーボン・ゼロエネを実現できたとして、地球全体として一体どの程度の効果があるのかを、まずしっかりと捉えておく必要があると思えます。）	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
23	義務化の 必要性	・資料8 賃貸住宅の現状において、R4新築棟数の全体12,008棟に対し、300㎡以上の住宅・非住宅が約3%となっているが、そこに再エネ設備導入義務を課した場合、2050カーボンニュートラルの目標達成に、どの程度の効果があるのか疑問。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、新築建築物への再エネ設備の設置は必要と考えております。現在の改正案は、300㎡以上の新築建築物に限定しているところですが、今後、県内における再エネ設備の設置状況や他の自治体の動向等を勘案し、対象や要検討等を段階的に拡大していきたいと考えております。

No	意見 分類	提出意見	対応案
24	他制度との調整	・A自治体では、景観上大きな問題がある野立ての太陽光発電施設について、一部地域で設置を制限し、設置可能な地域においても敷地境界線からの後退距離等さまざまな規制を設けています。こうした状況を踏まえ、野立ての太陽光発電設備を可とした再エネ設備設置義務化は、A自治体の意向に沿わないものと考えます。また、野立ての太陽光発電設備に対する住民からの強い拒否反応も予想され、大きな問題となることを懸念しています。	・野立て太陽光発電設備の設置は、財産権の保障が及ぶものと考えています。ご懸念の点については、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
25	他制度との調整	改正案では再エネ設備の設置については敷地も可とされていますが、B自治体においては条例により野立ての太陽光の設置について、B自治体のほぼ全域を抑制区域としています。改正案における義務と各市町村条例における抑制の関係性が気になります。なお、B自治体の条例は、ソーラーカーポートの設置を抑制するものではありません。	・野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したところですが、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
26	その他	賛成。1.Q1と同意見（賛成。環境配慮が進んでいる県の発信に繋がっていただきたい。）	-
27	その他	よいと思います。	-
28	その他	建築物における脱炭素化を一層促進する施策として有効と見込まれる。	-
29	その他	賛成です。 300㎡以上の建物を作る方は、基本的に資金はあると思われます。	-
30	その他	問題なし	-
31	その他	既に当社では再エネ設備設置を推奨しているため、再生可能エネルギーの設置義務化には問題ありません。	-
32	その他	太陽光発電設備の設置が主流になると想定しますが、規模が大きい建築物の場合、設置可能な太陽光パネル枚数も多くなる傾向にあるため、再エネ導入を推進する有効な策であると考えます。	-
33	その他	脱炭素促進という意味では良いと思います	-
34	その他	改正案に同意	-
35	その他	理由が明確であればよいと思います。	-
36	その他	今般、地球温暖化が進んでいる中、早期に検討する事案であると考える。	-
37	その他	非住宅への義務化は良く。住宅も300㎡を超えるものは少ないので宜しいかと思えます。	-
38	その他	賛成する。B自治体では令和5年度より家庭の太陽光発電設備への設置に関する補助制度を開始し、6年度からは事業所も対象として拡充したところだが、事業所や集合住宅への設置案件は家庭に比べて少ない。義務化によって、家庭部門のみならず産業部門の二酸化炭素排出量削減が見込める上、エネルギー自給率の改善や防災レジリエンス強化にも繋がり、環境保全に留まらない効果が期待される。	-
39	その他	設置義務化は負担が上がってしまい厳しいと思う。	・太陽光発電設備を設置した場合における投資額を回収するシミュレーションをしたところ、共用部での電力消費がない又は少ない共同住宅であっても、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっていることから、再エネ義務化を原因とする建築費の増加は支障がないものと考えています。
40	その他	設置は望ましいが義務化はハードルが高いのでは。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきたところです。今後、実施する説明会やパブリックコメントなどを活用し、2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいります。
41	その他	該当する受注は期待できない。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築を推進することにより設計士としての価値を高められると考えていますので、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいります。
42	その他	有機系などの次世代太陽電池を取り付けた建材の開発など再エネ技術は日々進歩しているため、義務化によって現行の技術に縛られると、数年後には時代遅れの設備となる可能性があるため、柔軟な導入方法が必要ではないか。	・次世代太陽電池も太陽光を電気に変換する設備に含まれるため改正案への支障はないと考えていますが、引き続き進歩する技術に注視しながら適切な対応を検討してまいります。
43	その他	義務化により、必然的に現在よりも建築費用が高くなるため、住宅の新築を抑制する要因となると考える。	・太陽光発電設備を設置した場合における投資額を回収するシミュレーションをしたところ、共用部での電力消費がない又は少ない共同住宅であっても、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっていることから、再エネ義務化を原因とする建築費の増加は支障がないものと考えています。なお、義務化の対象は300㎡以上の新築建築物となります（一般住宅は約120㎡）。

No	意見 分類	提出意見	対応案
44	その他	弊社は300mを超える建築物はほぼ取り扱わないので回答を差し控えます	—
45	その他	対象となる建築物を建てるのが少ないので、問題点がわからない。	—
46	その他	発電電力量の自家消費率30%の根拠は何？	・再エネ特措法に基づく小規模事業（出力50kW未満）に係るFIT認定要件を根拠としております。
47	その他	SDGsの観点からは、地産地消は重要で、域外（海外）にお金を支払う太陽光パネル⇔地域にお金を払う地域材利用。どちらか先に行うべきかは一目瞭然。500m2以下はすべて信州の木で木造化ぐらいの心意気がほしい。とにかく『義務化』として締め付けるのではなく、有利な設置手法と共に自発的な再エネ導入の誘導策が必要。そのためにも是非長野県らしい方法を考えるべき。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます、再エネ設備の普及に繋がるよう検討してまいります。
48	その他	なし	—

2-2 延床面積に応じ2万J~20MJの再エネ設備設置を義務化することについて

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	太陽光がデザイン的に乗せたくない場合もなるので、義務とするのはやりすぎ化と思う。パネルが原因の火災や、将来の処分費などについて安心できる情報提供が求められる。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、新築建築物への再エネ設備の設置は必要と考えておりますが、建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には、義務化の緩和ができないかを引き続き検討してまいります。また、太陽光発電設備の運転維持費や処分費の平均値などはFIT価格を定める際に議論された資料（調達価格等算定の資料）が公表されていますので、条例の内容だけでなくそういうものも含めて情報提供していくことを検討してまいります。なお、再エネ設備設置の義務は300㎡以上の新築建築物を対象としているため、一般的な戸建住宅に対する義務化はおおよそ想定していません。
2	全般	こちらについては事業者が納得のいく形での義務化をもう少し検討していただきたい。補助金競争にならない様に予約枠など	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきたところです。今後、実施する説明会やパブリックコメントなどを活用し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいります。
3	全般	もう少し、地域の実情をリサーチしてほしい。また、義務のみ押しつけるのではなく、設置者をその気にさせる具体的な誘導策（発電金額と設置費のパーターとか）も必要。県民にとって義務という言葉は前向きには響かない	・具体的な支援策については、例えば、金融機関と連携して金利優遇などを検討してまいります。 ・また、県民に前向きに捉えていただけるよう「義務化」を前面に出すのではなく、例えば「推進」という言葉を使用することで制度に対する理解を促進していきたいと思います。
4	全般	・再エネ設備の更新時の対応（最低設置期間はあるのか） ・将来的な基準の再強化の見直し ・マイナーな再エネ技術の評価方法	・再エネ設備の更新時の対応や最低設置期間については検討しておりません。また、県内における再エネ設備の設置状況や他の自治体の動向等を勘案し、対象や要検討等を段階的に拡大していきたいと考えております。
5	支援策	建築主の負担を抑えるための補助金拡充が不可欠。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
6	支援策	税的優遇措置が必要かと思えます。（若しくは補助制度）	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
7	支援策	建築主が予算を確保できるのか。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。また、太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところです。ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。
8	支援策	電気を使用しない建築物もあるため、一律に設置義務が発生するのであれば、売電価格の見直しを行うなど、建築主の負担増を補う施策の強化を求めます。	・売電価格については、資源エネルギー庁に設置された調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が決定することになっていますので県では対応できませんが、建築主の負担軽減策として、金融機関と連携し、例えばローン借入可能額の割り増しなどの金融支援の在り方等を検討してまいります。
9	容量の考え	設置容量については、周囲の環境、建物の形状に左右されるので他を考えた方がよい。ただ住宅も含め最低4.5KWについては設置しやすい容量だと思われる	・建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には義務化の緩和ができないかを引き続き検討してまいります。
10	容量の考え	※建物の使用用途に応じて義務化を精査する必要があると感じる。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する改正案としています。
11	容量の考え	水準としては単純な面積ではなくZEH水準(省エネ機器を含むエネルギー計算)とするのが望ましいと考えます。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する改正案としています。
12	容量の考え	系統を圧迫している場合には、余剰売電を想定せずRPR等を設置することになるが、敷地内の電力需要は延床面積に必ずしも比例するものではなく、倉庫等の用途では発電した電力の大半を活用できないこととなり、公私ともに無意味な投資となるおそれが高い。 一方で、施設敷地内の消費電力が極めて多い施設では、建築物の延床面積にかかわらず設置できる最大限の出力の太陽光発電設備を導入する必要があるものと考えられる。 したがって、単に延床面積のみを基準とするのではなく、その敷地の属する系統、敷地内での電力消費の規模その他の内外の要因も加味して基準を設ける必要があるものとする。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する改正案としています。

No	意見分類	提出意見	対応案
13	容量の考え	建物形状（デザイン）に制約が出てくる可能性があるため、緩和が必要ではないか。	・建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には義務付けるエネルギー量の緩和ができないかを引き続き検討してまいります。
14	容量の考え	延べ床面積に比例してとの記載がありますが、その比例具合が分からないので何とも申し上げにくいですが、ただ、相当大きな建築物に対して、MAX45kwと言うのは容量が足りない気がします。事業者への負担もあるので何とも言えないところではありますが・・・	・50kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要となり事業者の負担が過度になるおそれがあることから、義務付けるエネルギー量の上限を50kW未満としております。
15	容量の考え	・その建築物における『想定消費量(設計一次エネルギー消費量)の〇〇割を賄う設備設置を義務付ける』とした方が合理的ではないか。	・義務付けるエネルギー量の上限を定めずに建築物における想定消費量の割合ごとにエネルギー量を義務付けした場合、50kW以上の太陽光発電設備の設置を義務付けられる建築物も想定され、50kW以上の太陽光発電設備は電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要となり事業者の負担が過度になるおそれがあることから、義務付けるエネルギー量の上限を50kW未満としております。
16	容量の考え	必要なエネルギー量については浅学のため意見を出来る立場にないが、建築物の用途によって勘案されるべきではあると考える。一例として、書店は陳列に必要なスペースが広く、また書籍は重いため平屋1階建ての印象が強い。一方で、消費電力は照明と空調、管理用PC程度と考えられる。売電ありきで無駄に設置するよりも自家消費に重きを置いたコンパクトな設計の方が投資回収にかかる年数が減少するため、予定される消費電力にも注意を払うことで、より事業者を受け入れられやすい内容になるのではないかとと思う。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する改正案としています。
17	容量の考え	施設規模と容量の関係についてであれば、必ずしも一般的な数値に取まらない（実際発電を行ってみないと解らない）ことが多いと思います。容量について明記するのであれば、ある程度は低めの設定値（理論値の1/3程度）にすべきだと思います。また、施工費用についても容量を上げればその分のすこととなります。屋根全面にパネルをかけても、理論値どおり発電しないことも多いので日照や角度など立地に応じた臨機応変な設計を行うのが合理的と思うことから、あえて容量を明記することは逆に新築を妨げるようになってしまわないでしょうか。（場所選定が困難になったり高層住宅の周りが歯抜けになるなど。）	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する改正案としています。 ・また、多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。
18	義務の対象外	一定の設置量をルール化することですが、太陽光パネルを設置することによる落雪問題はどうか対策されるのでしょうか。長野県では積雪が多く、雪止め金具の設置が必要な場合が頻繁にあります。設置量を求める一方で、雪止め金具の設置に支障をきたす懸念がある。	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、再エネ設備設置の義務対象外又は義務付けるエネルギー量の緩和ができないか引き続き検討を進めてまいります。 また、再生可能エネルギー設備の設置に伴い検討すべき課題等については、設置を検討するに当たっての課題等を発信していくよう検討してまいります。
19	義務の対象外	義務化基準の明確化と柔軟な適用が求められる。	・義務付けるエネルギー量にあっては延床面積に応じ上限と下限を定め、義務対象外及び義務付けるエネルギー量の緩和にあってはその範囲及びその方法について適切な設定ができるよう他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいります。
20	制度周知	環境影響評価について現状の把握から、目標達成への取組みの必要性について丁寧に説明し理解を得ることが重要だと思います。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
21	制度周知	資料では50kW以上で「自家用電気工作物」となっているが、「10kW以上、以下」でも手続き、小出力発電設備となり手続き、電気技術者の扱いが変わることが説明されていない。また報告義務が増えることなど丁寧な説明が必要。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
22	義務化の必要性	Q5と同じ（再エネ設備設置（実質的には太陽光発電設備設置）の義務化については、かなり強引な施策であるという印象です。それほど強引な施策が可能なのであれば、長野県らしい手段としては、従来からの県産木材利用促進による森林整備を進めるなどの施策を、同じように強く打ち出して欲しいものです。そもそも長野県をはじめ日本全体が、再エネ設備設置を義務化して建築物としてゼロカーボン・ゼロエネを実現できたとして、地球全体として一体どの程度の効果があるのかを、まずしっかりと捉えておく必要があると思います。）	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
23	他制度との調整	建物屋上への搭載では足りず、敷地内への野立てでの太陽光発電設備設置を検討する可能性が見込まれますが、C自治体には再エネ関連条例で設置を抑制する区域が存在します。その際にトラブルが生じぬように調整が必要であると考えます。	・野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したところですが、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
24	他制度との調整	再エネ設備は風力、水力、地熱、バイオマスなどの設備が想定されるが実際は太陽光発電が多くなると思われる。太陽光パネルを屋根に設置する場合には耐震基準や耐荷重に対応するための費用が掛かるため、野立てにする可能性もあるが「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に準じる必要があり、建築主の負担は更に大きくなるのではないか。	・ご指摘のとおり、10kW以上の太陽光発電設備を敷地に設置する場合には「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく手続も必要になるところですが、同条例が一定の手続・基準等を定めるとともに情報の透明性を高めることにより、事業者等への信頼、ひいては「地域と調和した太陽光発電事業」の普及を図ることを目的としていますので、同条例に基づく手続を免除することは検討していません。義務化に当たっては、同条例をはじめ他制度に定める手続の遵守が必要になることも、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
25	他制度との調整	同Q 1（改正案では再エネ設備の設置については敷地も可とされていますが、B自治体においては条例により野立ての太陽光の設置について、B自治体のほぼ全域を抑制区域としています。改正案における義務と各市町村条例における抑制の関係性が気になります。なお、B自治体の条例は、ソーラーカーポートの設置を抑制するものではありません。）	・野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したところですが、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
26	他制度との調整	同Q 1（A自治体では、景観上大きな問題がある野立ての太陽光発電施設について、一部地域で設置を制限し、設置可能な地域においても敷地境界線からの後退距離等さまざまな規制を設けています。こうした状況を踏まえ、野立ての太陽光発電設備を可とした再エネ設備設置義務化は、A自治体の意向に沿わないものと考えます。また、野立ての太陽光発電設備に対する住民からの強い拒否反応も予想され、大きな問題となることを懸念しています。）	・野立て太陽光発電設備の設置は、財産権の保障が及ぶものと考えています。ご懸念の点については、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
27	廃棄	太陽光発電設備の廃棄に関する関係機関等の調整はされているのですか。	・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
28	費用	適合義務基準強化と併せて建築費用の高騰は避けられず、公営住宅や賃貸住宅にあっては家賃への転嫁が見込まれ、住宅需給の不均衡を生じさせる恐れがあると思われる。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところであり、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。そのため、家賃への転嫁は必ずしも必要なものではないと考えております。
29	その他	賛成	—
30	その他	賛成です。	—
31	その他	賛成	—
32	その他	よいと思います。	—
33	その他	改正案に同意	—
34	その他	建築物における脱炭素化を一層促進する施策として有効と見込まれる。	—
35	その他	理由が明確であればよいと思います。	—
36	その他	建築規模に応じた設置規模については賛成です。	—
37	その他	建物の規模に応じた再エネ設備とするのは良いと思います。また、エネルギー量も妥当だと思います。	—
38	その他	大規模建築物ほど消費エネルギーは増えるので良いと思います	—
39	その他	同Q 1（非住宅への義務化は良く、住宅も300mを超えるものは少ないので宜しいかと思います。）	—
40	その他	屋根に乘せるだけであれば問題なし	・改正案では敷地への設置も可としているところです。10kW以上の太陽光発電施設を設置する場合には、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例に基づき、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
41	その他	義務化は賛成だが延床面積に応じ2万MJ～20MJ、10MJ×延床面積というのが、単位が合わずどの程度の延床で何kWの義務なのか計算できない。	・延床面積300mの場合、例えば、4.5kWの太陽光発電設備を設置する必要があります。
42	その他	同Q 1（設置義務化は負担が上がってしまい厳しいと思う。）	—
43	その他	対応できる能力が無い。	—
44	その他	なし	—

2-3 建築物の設計者に対する建築主への再エネ設備の導入検討に係る説明義務化について

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	説明義務化に際しては問題ありませんが、いつ説明を行うのか、設計者が行ったかどうかを記録としてどう残すか、それを県等への報告義務については、明確に方針を示していただきたいです。報告についてはできれば年度ごとのまとめてといった形がいいかと考えます。	・説明の時期については、建築主の自主的な再エネ設備設置が促進されるよう適切な時期を検討してまいります。 ・現在は、延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再生可能エネルギー設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務を課しており、この報告義務を踏まえ検討してまいります。
2	全般	どのタイミングで説明をするかがとても難しいと思います。契約のタイミングで説明をされても、予算の使い道が決まってしまう場合が多く、再エネ設備を導入したくても出来ない状況が起こることが想定されます。	・説明の時期については、建築主の自主的な再エネ設備設置が促進されるよう適切な時期を検討してまいります。
3	全般	説明義務化とはいっても、正直な話、説明をしたことの証明が為されないと意味がないと思います。何か正式な書面などに署名を頂くことが必須であると思います。説明の義務化自体は賛成です。	・現行は延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再エネ設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務がありますので、この報告義務等を参考に、説明義務が形骸しないよう検討してまいります。
4	全般	10㎡2の新築では、説明義務が必要か検討してほしい。（例えば150:㎡2以上の住宅新築パネルからが妥当ではないかでしょうか。）	・2050ゼロカーボンの実現に向けて、再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務は10㎡以上の建築物を対象にすることを案としています。
5	全般	建築物の用途や使用目的によって検討するべきではないか。	・建築主の自主的な再エネ設備設置を促進することを目的としているため、説明義務については、建築物の用途や使用目的による制限を設けない方向で検討を進めています。
6	全般	国の義務化までは現状のままで良いと思います	・太陽光発電設備を導入しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」といった調査結果があり、再エネ設備設置の検討が十分に行われていない可能性があります。そのため、設計者が再エネ設備の導入の検討を専門的知見に基づき行い、廃棄まで含めた再エネ設備の正確な情報やコストメリット等を建築主に説明し、建築主の自主的な再エネ設備設置を推進することを目的として、設計者による説明義務を検討しております。説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいります。
7	全般	導入検討に必要な情報の説明義務など設計者の負担が大きいのと思われる。	・太陽光発電設備を導入しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」といった調査結果があり、再エネ設備設置の検討が十分に行われていない可能性があります。そのため、設計者が再エネ設備の導入の検討を専門的知見に基づき行い、廃棄まで含めた再エネ設備の正確な情報やコストメリット等を建築主に説明し、建築主の自主的な再エネ設備設置を推進することを目的として、設計者による説明義務を検討しております。また、2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築物を推進することにより設計士としての価値を高められると考えていますので、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいります。
8	全般	義務化の説明確認は誰がどの段階ですのですか。	・設計者が建築主に対し説明をしたかどうかを県に報告し、当該報告の内容を県が確認することを検討しています。なお、現行は、延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再エネ設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務があります。
9	全般	過去の説明義務において、説明したことでお客様の意思が変わったことはなかった、太陽光を採用したい人は始めから決めている	・太陽光発電設備を導入しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」といった調査結果があり、再エネ設備設置の検討が十分に行われていない可能性があります。そのため、設計者が再エネ設備の導入の検討を専門的知見に基づき行い、廃棄まで含めた再エネ設備の正確な情報やコストメリット等を建築主に説明し、建築主の自主的な再エネ設備設置を推進することを目的として、設計者による説明義務を検討しております。
10	全般	10㎡以上という所が良く分からず、新基準法で物置・カーポートなどを設置する場合も想定しているなら住宅に限定をするべき 現実的ではないと考えます	・建築物を新築した後に当該建築物の敷地に当初は予定していなかった物置・カーポートを設置する場合には義務の対象外になるよう検討しております。
11	全般	10㎡以上では、設備費用が建築費に対して過大ではないか。太陽光発電以外の再エネ設備がほぼない中では疑問を感じる。一次エネでの工夫や、薪ストーブ、高断熱などなど消費者にメリットや住環境の向上につながることに疑問を感じる。	・太陽光発電設備を導入しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」といった調査結果があり、再エネ設備設置の検討が十分に行われていない可能性があります。そのため、設計者が再エネ設備の導入の検討を専門的知見に基づき行い、廃棄まで含めた再エネ設備の正確な情報やコストメリット等を建築主に説明し、建築主の自主的な再エネ設備設置を推進することを目的として、設計者による説明義務を検討しております。なお、再エネ設備の設置義務は、延床面積300㎡以上の建築物を対象とする改正案になっております。

No	意見 分類	提出意見	対応案
12	全般	説明自体は問題ないが、太陽光パネル設置義務化の前に出来ることはいくらでもある。 (10m2以上の新築建築物とは面積表記は合っていますか) また、説明義務化として書類仕事が増えるのはただでさえ建築基準法大改正のなかでの、業務簡素化に逆行している。説明したことを書類化して確認申請書に添付するか作業量のみ増えていくのはやめてほしい。	・再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務は10m以上の建築物を対象にすることを案としています。 ・作業の負担にならないような方法を検討してまいります。
13	説明内容 の標準化	建築主への説明は必要であると考えます。ガイドライン等示していただくと同時に、問い合わせに対しての説明窓口は県で設けていただきたいと思います。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
14	説明内容 の標準化	分かりやすいガイドラインがあれば良いと思います。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
15	説明内容 の標準化	検討内容、及び説明内容の詳細度には設計者によりバラつきがあり、制度が実効性に乏しい印象があります。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
16	説明内容 の標準化	きちんと説明できる人材が不足している。Ua値が良い値でも家が凸凹していると寒い家になることをもっと考慮した方が良いと思う。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
17	説明内容 の標準化	設計者の負担増が懸念されるため、説明内容の標準化やガイドラインの整備が重要。 また、建築主に適切な情報提供を行うため、県が提供するツールやサポート体制を充実させるべき。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。 ・また、義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
18	説明内容 の標準化	説明資料の理解の標準化が必要だと思います。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
19	説明内容 の標準化	説明する事によりコストアップ試算資料が必要になる。どの様な設備が有るのか、施主様の要望に対応する資料作成が困難。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
20	説明内容 の標準化	設計者への説明会等はやってもらいたい	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいります。
21	制度周知	消費者様へどれだけ浸透できるのか。周知方法が重要だと思います。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
22	制度周知	設計者が建築主に説明する前に、行政が建築主に条例の理解を進めてほしい。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
23	制度周知	Q 5と同じ(再エネ設備設置(実質的には太陽光発電設備設置)の義務化については、かなり強引な施策であるという印象です。それほど強引な施策が可能なのであれば、長野県らしい手段としては、従来からの県産木材利用促進による森林整備を進めるなどの施策を、同じように強く打ち出して欲しいものです。そもそも長野県をはじめ日本全体が、再エネ設備設置を義務化して建築物としてゼロカーボン・ゼロエネを実現できたとして、地球全体として一体どの程度の効果があるのかを、まずしっかりと捉えておく必要があると思います。)	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	その他	県の名を借りた形での営業行為として、建築主に対して価格等の比較検討の機会を与えず、建築施工業者との太陽光発電設備設置契約をさせる事業者が生じるおそれがあることから、太陽光発電設備の設置について事業者及び製品の比較検討を行う権利があることその他建築主が十分な検討の上で設置事業者及び製品の選定をできるようガイドライン等において工夫をする必要があるものとする。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
25	その他	同Q 1 (今般、地球温暖化が進んでいる中、早期に検討する事案であるとする。)	—
26	その他	施主側は特に支障は無いと思いますので、メーカー(事業者)側からの回答を得ていただければと思います。	—
27	その他	理由が明確であればよいと思います。	・太陽光発電設備を導入しない理由の約6割が「設置費用が高い」、「検討する余裕がない」や「どれくらいお得かわからない」といった調査結果があり、再エネ設備設置の検討が十分に行われていない可能性があります。そのため、設計者が再エネ設備の導入の検討を専門的知見に基づき行い、廃棄まで含めた再エネ設備の正確な情報やコストメリット等を建築主に説明し、建築主の自主的な再エネ設備設置を推進することを目的として、設計者による説明義務を検討しております。
28	その他	賛成する。検討時に合わせてメリットを説明することで、事業者の認識も変わってくるのではないかと考える。	—
29	その他	改正案に同意	—
30	その他	賛成	—

No	意見 分類	提出意見	対応案
31	その他	賛成	—
32	その他	賛成	—
33	その他	必要と思う。	—
34	その他	いいと思う	—
35	その他	とても良いと思います。	—
36	その他	※再生可能エネルギー設備設置が義務化された場合、説明の義務化は必須と思う。	—
37	その他	説明の義務付けは良いと思う。	—
38	その他	広く理解していただき、選択の機会を設けるためにもよいと思います。	—
39	その他	・特になし。	—

2-4 再エネ設備設置を義務化するに当たっての必要な支援策、誘導策について

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	Q 5と同じ（再エネ設備設置（実質的には太陽光発電設備設置）の義務化については、かなり強引な施策であるという印象です。それほど強引な施策が可能なのであれば、長野県らしい手段としては、従来からの県産木材利用促進による森林整備を進めるなどの施策を、同じように強く打ち出して欲しいものです。そもそも長野県をはじめ日本全体が、再エネ設備設置を義務化して建築物としてゼロカーボン・ゼロエネを実現できたとして、地球全体として一体どの程度の効果があるのかを、まずしっかりと捉えておく必要があると思います。）	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	経済的支援	助成金や税制優遇の充実、技術講習の開催が必要。 また、既存の再エネ導入事例を共有し、建築主の理解を促すべき。 規模に応じた段階的な導入基準の設定も有効と考える。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。 ・また、関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいります。
3	経済的支援	義務が要求する水準が厳しいものであれば補助金があるとありがたい。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
4	経済的支援	※建物建築の費用以外にかかる設備機器のコストが多くなる可能性があり、将来にわたる維持管理のリスクも含めて導入時の支援は必須と思われる。一般建物及び事業用建物も同様に考える必要がある ※再エネを義務化する以上は、原則、一部助成ではなく、満額の助成金が必要である 県が予算捻出できないとしても、消費者も予算が無くローンを組むのですから、義務化する以上は、満額が妥当である ※助成金が厳しい時は、再エネ設置する相当額の建物固定資産税10年以上半額など(太陽光の償却と同じ位)が必要と考えます	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
5	経済的支援	補助金 情報を提供できる人材 わかりやすい資料(映像など)	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。 ・また、関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいります。
6	経済的支援	長野県独自の補助金を同時に運用をお願いしたい。ちゃんとしていきたい事業所に補助が入る仕組みなど	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
7	経済的支援	補助制度	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
8	経済的支援	太陽光パネルに関しては、今後値上げされる可能性を考慮し、購入や設置に対する補助金制度を充実して欲しい。 また補助金の制度についても、建築主への補助制度のみならず、オンサイトPPAのPPA事業者への補助制度など幅広い制度を勘案いただきたい。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
9	経済的支援	補助金や金利優遇等の施作を望みます。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
10	経済的支援	支援や補助金について、変わりすぎてもっと解りやすくしてほしい	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	経済的支援	例えば、設置費用を県・国が負担いただいて、その代わりに、向こう5年の太陽光の売電金額を県や国が受け取るような、設置する側の費用負担が無くなるような施策があるとよいと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	経済的支援	最大の問題は建設コストと考える。法改正に伴う建設費のコストアップに建築主が対応可能か。住宅金利の優遇、設計料のアップ、資材価格の安定、建物のシステム化、技術者の育成、設計ツールの開発、ローコスト材料の開発 等々の支援等を望む。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところですが、ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。 ・また、金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。

No	意見 分類	提出意見	対応案
13	経済的支援	設置基準の遵守や追加コストへの対応が課題となる。特に、当社のような小規模な建築業者であったり、予算に制約のあるプロジェクトでは、コストの増加が負担となる。こういった負担を軽減するためには公平な補助金配分が必要である。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
14	経済的支援	財源に限りはあると思うが、一定規模以上の導入をする場合には補助をする等のインセンティブを検討いただきたいと思います。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
15	経済的支援	新築住宅や共同住宅等へも広げた補助金等の支援があればよいと思います。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
16	経済的支援	比較的大きな住宅に加え、公共施設も義務化の対象になると思われますが、義務化に応じた、補助金やローン時の金利優遇などの財政支援が必要であると考えます。また、長野県独自の住宅認定制度などを設けることにより誘導に寄与すると考えます。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
17	経済的支援	特に初めの数年間においては補助制度との両立が必要であると考え。現状、再エネ設備は20～30年間という長期スパンでの回収を念頭に置いた価格帯であり、補助を実施しない状態で義務化した場合、事業所の設置を検討している中小規模の主体に大きな打撃を与える可能性が高い。義務化が定着し、発注の増加により設備投資に必要な金額の低下が起これば、補助制度は役割を終えると考え。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところ。ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。 ・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
18	経済的支援	現行の県の支援である既存住宅への設置補助に加え、新築住宅への設置補助も検討されたい。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
19	経済的支援	特に一般住宅については補助制度等で誘導することは有効と考えます。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
20	経済的支援	住民の建築費負担が増大することが予想され、建築を控える動きも考えられます。そこで、国より先駆けるのであれば、県に必要な設備の設置補助（直接補助）を行うなど、住民への支援をお願いしたいです。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
21	経済的支援	住宅建築費や家賃高騰に対応する使いやすい補助制度の整備が望まれる。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
22	経済的支援	設置を義務付けるなら、個人の負担を軽減する補助の拡充も並行して必要と考え。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
23	経済的支援	再エネ化への補助金等の拡大。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
24	経済的支援	やはり財源確保が課題かと思えます。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
25	制度周知	建設会社や設計者より、これから建築しようとする建築主にこの義務をどう周知させるかが大事になると思えます。再エネ設備の導入は建築費用への影響も大きいことから、やはり補助金と共に周知させることがいいと考えます。	・再生可能エネルギー設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しているところ。義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行っていきます。 ・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいります。
26	制度周知	講習会を何回も開く。 オンラインなら参加しやすいので、オンライン希望です。	・関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいります。
27	制度周知	環境影響評価について現状の把握から、目標達成への取組みの必要性について丁寧に説明し理解を得ることが重要と思えます。	・2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえ、目標達成への取組みについて丁寧に説明してまいります。
28	制度周知	情報周知	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行っていきます。
29	説明内容の標準化	建築主への明確な説明が必須なので、説明者によって伝わり方に差異が生まれないよう、統一の書式が欲しいです。	・関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいります。
30	廃棄	再エネ設備の設置については、設備を使用しなくなった後の廃棄について心配する声が多く聞かれます。太陽光パネルについては、国でもリサイクル義務化に向けた動きがあるようですが、設置義務化にあたっては、同時に廃棄に係る不安を払拭させるような取り組みが必要であると考えます。	・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
31	その他	仕様基準をもっと簡単にし、審査に時間がかからない仕組みの整備が必要だと思う。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	意見 分類	提出意見	対応案
32	その他	・太陽光発電の売電価格は、申込みした時期により差がある状況であり、不公平感がある。売電価格の全体的な底上げの要請と、価格差の是正により、再エネ設備導入のイメージアップが必要と考えます。（設備導入のお得感が必要）	・売電価格については、資源エネルギー庁に設置された調達価格等算定委員会の意見を聴いて経済産業大臣が決定することになっていきます。
33	その他	『義務化』という言葉自体に問題がある。もっと良い前向きな言葉を使用して、民間をやる気にさせる。もちろん支援策と義務化はセット。法律で締め付けだけするのは長野県の気風に合わない。	・「義務化」を前面に出すのではなく、例えば「推進」という言葉を使用することで制度に対する理解を促進していきたいと思います。
34	その他	同じ様な建物を数多く手掛けるハウスメーカーに仕事を持っていかれてしまい個人企業の工務店の死活問題になる。	・再生可能エネルギー設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しているところです。義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行っていきます。
35	その他	設計者へ再エネ設備の新しい技術や商品の案内提供を行い、建築主の負担減に繋げる。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
36	その他	1-Q3に同じ。（地域計画課）	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
37	その他	1.Q3同様	・県内の誘導基準を満たす住宅の普及率を踏まえると、誘導基準に対する支援は考えていませんが、2050ゼロカーボン実現に向けて誘導すべき、より上位性能の住宅については、信州健康ゼロエネ住宅助成金による支援を継続してまいります。
38	その他	売電を認める場合、送電網のインフラ整備が必要。	・送電網の整備については、電気事業法上「一般送配電事業者」が行うこととなっています。
39	その他	なし	—

2-5 その他

No	意見分類	提出意見	対応案
1	全般	再エネ設備設置（実質的には太陽光発電設備設置）の義務化については、かなり強引な施策であるという印象です。それほど強引な施策が可能なのであれば、長野県らしい手段としては、従来からの県産木材利用促進による森林整備を進めるなどの施策を、同じように強く打ち出して欲しいものです。そもそも長野県をはじめ日本全体が、再エネ設備設置を義務化して建築物としてゼロカーボン・ゼロエネを実現できたとして、地球全体として一体どの程度の効果があるのかを、まずしっかりと捉えておく必要があると思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	全般	義務化はよいと思いますが、家づくりが高くなってしまい若い世代が家を持ってないと思う。	・一般住宅の延床面積が約120㎡であることを勘案し、延床面積300㎡以上の新築建築物に再エネ設備の設置義務がある検討案としています。このため、一般住宅を新築しようとする世代に大きな影響はないと考えています。
3	全般	当該義務化が建築基準法上の関係規定としての位置づけとなる場合、太陽光発電設備等の設置を含めて検査範囲となり、設置後でないと完了検査の提出ができないと思われるがその認識でよいか。（地域計画課）	再エネ設備の設置については、建築基準法上の関係規定とは関係がないところだと考えているところです。
4	全般	30代の建築主が準備できる建築予算はどのくらいで、返済期間はどれだけ必要か？実態を認識したうえで法改正を望む。中古住宅の省エネ改修も一案であるが、ローコスト化は難しい。	・一般住宅の延床面積が約120㎡であることを勘案し、延床面積300㎡以上の新築建築物に再エネ設備の設置義務がある検討案としています。このため、一般住宅を新築しようとする世代に大きな影響はないと考えています。 ・また、新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
5	全般	外皮性能の強化が先でその先に再エネがあることを考えて制度設計をお願いします。	・2050ゼロカーボンの実現のためには両者に優劣はなく可及的速やかに取り組むことが必要であるため、事業計画への影響などを考慮し、適切な周知期間を設け、引き続き徹底的な省エネの推進及び再エネの普及拡大に取り組んでまいります。
6	全般	長寿県である、長野県の推進策としては、健康で快適な住空間＝高気密高断熱＋全館空調 住空間を推進する事が第一で、次に再エネではないのではないかと。快適な空間がおろそかで、太陽光が乗っていることに、疑問を感じます。	・2050ゼロカーボンの実現のためには両者に優劣はなく可及的速やかに取り組むことが必要であるため、事業計画への影響などを考慮し、適切な周知期間を設け、引き続き徹底的な省エネの推進及び再エネの普及拡大に取り組んでまいります。
7	全般	そもそも再エネに対し色々な考え方があるので、義務化は厳しすぎると思う。	・2050ゼロカーボンの実現のためには可及的速やかに取り組むことが必要であることを、建築主・設計者及び施工業者等に分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
8	支援策	あくまで理想話だが、既存住宅への対応策も同時に進めることが重要。新築だけでなく、リフォーム時の再エネ導入を促す施策を検討し、既存住宅のカーボンニュートラル化を加速させるべき。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
9	支援策	同Q4（再エネ化への補助金等の拡大。）	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいります。
10	支援策	既存住宅への省エネ推進にも引き続き力を入れていただきたい	・ご意見は今後の参考とさせていただきます、再エネ設備の普及に繋がるよう検討してまいります。
11	支援策	再エネ設備を義務化しても、太陽光の場合夜間や荒天の際には発電しない。揚水式などインフラ側で火力無しにすべての変動を飲み込むのは厳しく、社会システム的には蓄電池が必要になるはず。しかし金が高くて普及が進んでいないのが現状。蓄電池設備に思い切った支援をすることで、長野県が掲げる目標「二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030年度に6割減」を達成できるようにしてもらいたい。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
12	支援策	蓄電池の価格が下がっていけば、再エネの有効利用と非常時の対応が可能となるため、お客様へ提案していきたい	－
13	支援策	蓄電池の導入を検討することも良いかと思えます。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
14	支援策	・太陽光発電設備以外の再エネ設備の普及が十分ではないと感じる。様々なメニューから、建築主や設計者が選べるように、今後は、その他設備の普及にもご尽力いただきたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます、再エネ設備の普及に繋がるよう検討してまいります。

No	意見分類	提出意見	対応案
15	支援策	近年は初期費用が掛からない0円ソーラー（PPA）やリースによる設置が増えており、そのような場合も建築物への設置と認めていただくと再エネの普及に繋がると考えます。	・発電設備の所有者と建築物の所有者が同一であることを求めていますので、ご意見にあるような設置でも可とする検討をしております。
16	支援策	既存の太陽光発電などの交換の補助金もご検討ください。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
17	支援策	個々の資金力に任せるのではなく、地域全体として取り組めるような方策ができればいいのではないかと？	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
18	支援策	再エネは待ったなしの課題だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。どうしても、この物価高で、色々なものに予算が振り分けられてしまい、再エネにいきつかない状況だと思います。支援・補助があれば、そこにいきつく方も多くいると思いますので、よろしくご検討ください。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
19	支援策	環境貢献は長野県が本来得意とする分野かと思えます。長野県の魅力発信に繋げ、是非県民の減少に歯止めをかけていただきたい。補助金は金額よりも、少額でも実施していることがPRIに繋がりますので、拡充を検討して頂きたいです。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
20	支援策	良いことだと思いますが、費用がかさみ家をたてられなくならないようにしてほしい。	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところ。ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。
21	支援策	個人消費においての部分について義務になると、いろいろな面で投資が難しくなると思えます。又、義務化が進むと形・プロセスの出来上がっているメーカーに顧客がさらに流れてしまう傾向になるような気がします。地方についてはより一層厳しい方向になってしまいます。	・新規・既存建築物に関わらず、太陽光発電設備（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しているところですが、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいります。
22	支援策	※売電価格が安くなっている現在、安定収入が得られるどころか投資費用の回収ができない状態であり赤字の可能性が高い。 自家消費できる個人宅であれば購入単価比較でメリットが得られるが、アパートやテナント等の貸付物件の場合は自家消費分が微量であり、売電で得られるメリットは全く無いと言い切れる。 義務化となれば共同住宅等の施主において建設コストのみが増え、設備導入による将来リスクの方が多い。 また、このような再エネ施策を推進していく場合、各地域ごとの電力網を調べておく必要があり、売電の地域が過密集中した場合、送電容量不足からくるパワコンのリミッター作動により売電シミュレート値が変わってくる恐れがある。 電力網は各地域によって異なるので電力会社にこの件を助言してもらうよう、また送電容量が不足となった場合に地域設備の変更に応じることは可能なか、電気事業者は不安定な再エネの電力買取において必ずしも受け入れを義務付けているわけではないので、この点において裏付けを取ることが必要と思われる ※基準強化は推奨しても良いと考えます ※義務化とするには、明確な費用対効果を踏まえた上で、補助金などを考慮すること。 ※蓄電池がもう少し安価にならないと、売電価格の下がっている現状では負担にしかならない。 ※再エネ義務化においては、寒冷地や地方の地域性・県内のなかでも更に地域性を重視し、首都圏と同じ発想はなし、また、数値的なこと、学術的なことが先走るとは、現実的ではないので、留意して頂きたい ※義務ではなく、努力して下さいという発信が無難と考える	・太陽光発電設備に対する投資額を回収するシミュレーションについては、経済産業省をはじめ多くの団体などが示しているところ。ある程度の年数を要しますが、メンテナンス費用などの運転維持費込みでの投資額を回収できるものになっています。 ・出力制御率は少なく、また、出力制御の順番は定められていることから、条例の対象となる設備に係る懸念は概ねないと考えています。
23	廃棄	設備には寿命があり、将来的に発生する保守メンテナンス、更新時の対応等、現在問題化されつつある太陽光発電システムの寿命対応と同様の予想される対応策を各設備毎に事前に構築させておく必要があると考える。	・ご指摘のパネルの適正な廃棄は、再生可能エネルギーの生産拡大とともに、解決していくべき重要な課題と認識しております。現在、環境省等において「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を設置して検討を進めており、県における適正処理の在り方についても国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。
24	制度周知	情報周知	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
25	制度周知	周知期間を1年間としていますが、再エネ設備設置を念頭に設計することを考えると、条例改正以前から先行して周知いただく必要があると考えます。 義務化にあたり、個人及び事業者からの問い合わせに対する説明窓口は県で設けていただきたいと考えます。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいります。
26	制度周知	施策方針の前に必要性や妥当性について県民に対する説明が不足していると思えます。もう少し具体的な数値などを並べ、今後必要な事と理解してもらうべきではないでしょうか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきたところです。今後、実施するパブリックコメントなどを通し、2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいります。

No	意見分類	提出意見	対応案
27	義務の対象外	義務対象外（知事が導入困難と認める場合）はその都度協議なのですか。	・義務対象外の範囲及びその方法については、適切な設定ができるよう先行する他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいります。
28	義務の対象外	義務対象外とする例外規定適用基準の内容及びその取扱いをどのようにしていくか、今後検討、協議していくことになると思われる。例えば多雪地域ということで義務対象外とした場合、本町では全町単位で対象外となっていくのか、何らかの基準等により町内でも対象となるところとならないところが出るような形になるのかなど、いろいろなケースが想定されるが、対象者に混乱がないようなものとしていただきたい。	・義務対象外の範囲及びその方法については、適切な設定ができるよう先行する他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいります。
29	その他	再エネ比率が上がらない理由には、日本の物理的な要素がありますが、日本の技術力を結集して解決しなければならないことだと思います。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
30	その他	国で再エネ設置義務化をするのであれば、既存の野立て太陽光発電設備の管理放置問題等の地域トラブルを解消してから行ってほしい。（末端の自治体は地域トラブルへの対応への負担、住民からの補助などの支援要望の財政負担が大きいため、国や県でも責任をもって行っていただきたい。）	・今回の再エネ設備の設置義務化は、「脱炭素化社会に向けた住宅・建築業における省エネ対策等の在り方・進め方（令和3年8月）」で国が示した「将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つ」を受けて、長野県が独自に進めるものになります。 ・また、野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、令和6年4月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したところです。野立て太陽光発電事業の適正化を図るため、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく事務の適正な運用を行ってまいります。
31	その他	原発に頼ることから、再生エネルギーをより発展させる方向に進むよう、技術開発に力をつけるべきと考えますので、義務化もやむを得ないと思います	—
32	その他	長野県の森林資源の活用（地域材利用、木質バイオマス熱利用）をきちんとテーブルに乗せた上で、『義務化』を設定するのであればまだ理解できる。域外にお金を支払う現在主流の再エネ設備設置の方向性は熟慮すべき。また、太陽光パネルはリサイクルの問題や、火災時の消火活動の問題も抱えており現時点の計算式のみで邁進して良いか。環境問題を数値で捉えると今後益々厳しい方向性の行くのみとなり、地域材利用はますます後退の一方。是非、長野県らしい手法（地域材利用をきちんと評価軸に乗せる）を第一に考えてもらいたい。	・ご意見は今後の参考とさせていただきます。
33	その他	県と市がそれぞれ同様な条例を出しているところが見受けられる。煩雑となるため、避けて頂きたい。	・長野県内の市町村が独自に省エネ適合義務水準の強化及び再エネ設備設置義務化を実施していることを認識しておりませんが、2050ゼロカーボンの実現に向けて引き続き市町村と情報共有してまいります。
34	その他	特にありません	—